

「子どもや若者、みんなの権利が大事にされ、大人も子どもと一緒に社会を作ることができるようにするための取組」

番号	ご意見	回答	意見がのっている計画の場所
1	差別をなくす	男女差別をなくす教育など、みんなの権利を大事にする取組を行います。	第4章基本方針1 (1)
2	とてもいいことだと思う	子どもの権利を守る取組、子どもの意見を大事にする仕組みづくり等に取り組んでいきます。	第4章基本方針1 (1) (2)
3	政治家全員が県民の声を聞いてくれる人にするのが先だと思います	政治家を選ぶのは大人です。大人が子どもの意見をきちんと受け止めることを、大人に広めていきます。	第4章基本方針1 (2)
4	子どもの意見を聞く機会を作る	子どもや若者が意見を言いやすい環境づくりを進めます。	第4章基本方針1 (2)
5	市長などが大きくても小さくても決め事をするときに一般の子供も大人も意見を書き込めるアンケートなどを作って欲しいです。	全ての決め事でアンケートをすることはむずかしいですが、子どもが意見しやすい方法で、意見を言う場をつくることを進めます。	第4章基本方針1 (2)
6	街の色んなところに質問箱、意見箱を設置して自分が今困っていることを書いてもらう。	意見箱の管理など設置した場合の課題があるので、設置するのはむずかしいですが、色々な方法で意見が言える場を作っていきます。	第4章基本方針1 (2)
7	良い	子どもの権利を守る取組、子どもの意見を大事にする仕組みづくり等に取り組んでいきます。	第4章基本方針1 (1) (2)
8	男女差別がないようにすると良い	男女差別をなくす教育など、みんなの権利を大事にする取組を行います。	第4章基本方針1 (1)
9	「〇〇だから」などの偏見や行き過ぎた区別をできるだけ少なくすると良いと思います。	みんなの権利を大事にする取組を行います。	第4章基本方針1 (1)
10	みんなで助け合い互いに信頼できる人になる	いろんな人を大事にし、いろんな人から大事にされ暮らしていくこと意識を育む取組を行います。	第4章基本方針1 (1)
11	みんなの権利が尊重されてみんなで社会を作ることができるとういうのはすごくいいことだと思って理由は大人だから子どもだからといってしまうのはだめだと思うからです。	「子どもだから大人の言うとおりにしなさい」ということのないよう、子どもの権利と子どもの意見を大事にする取組を大人に広めていきます。	第4章基本方針1 (1) (2)
12	誰でも権利を大切にすること	みんなの権利を大事にする取組を行います。	第4章基本方針1 (1)
13	差別や偏見がないようにする	みんなの権利を大事にする取組を行います。	第4章基本方針1 (1)
14	子どもや大人の人も安全に安心して意見を言えたら良いと思いました。	県子ども計画では子どもが安心して意見を言える環境づくりを進めます。	第4章基本方針1 (2)
15	大人だから、子どもだからとか関係なく社会を作っていくのはいいと思います。	子どもの意見を子どもに関係する県の取組に取り入れるようにしていきます。	第4章基本方針1 (2)
16	子どもが自由に意見を言えるようになるのはいいと思います。	子どもが意見を自由に言えることは子どもの幸せにつながると考えています。子どもが意見を言いやすい環境づくりを進めます。	第4章基本方針1 (2)

17	税金の割合を減らしてほしいです。	ご提案内容は、県子ども計画では取り組みませんが、租税教育等、将来社会にかかわることができる取組を進めます。	第4章基本方針1 (2)
18	子どもから大人までの意見を聞いてもらえる社会にする提案をする。	県子ども計画では子どもが安心して意見を言える環境づくりを進めます。	第4章基本方針1 (2)
19	自分の好きなことについて、否定するのではなく相手の好きなことについて尊重する。	自分や他の人の権利を大切にすよう、学校の授業などをしっかり行います。	第4章基本方針1 (1)
20	自分に権利があり、みんなが自分の意見を言えるというのを知れるので良いと思います。	子どもが自分に権利があることを知り、自分の権利を守ることができるよう取り組みます。	第4章基本方針1 (1)
21	具体的にどうやって全ての大人が大切にしてくれるのか？どうやって安全に意見が言えるようにするのか？それはどこで言えるのか？どう社会にかかわれるのかなど、わからない。現実問題、大人が県庁や市役所に行っても若者が積極的に社会にかかわろうとする手段がわからなかったと聞きました。そういう体制になっていないのだと知りました。目標だけかかげられても期待できない。どうせ大人は。とってしまう。具体的なことが決まればその都度、子供の目につく方法で発信や伝わる方法で提示してほしい。	学校を通じてお知らせするなど、できるだけ子どものみなさんに県の行っていることをお伝えする方法をとっていきます。	第4章基本方針1 (1) (2)
22	「反対」と厳しくしなければ気軽に話せるようになりいつか自分らしく生きることができると思います。	子どもが安心して意見を言える環境づくりに取り組みます。	第4章基本方針1 (2)
23	差別をなくす。白人差別や貧困、男女差別など。	いろんな人がいることを尊重できる心を育む取組を進めます。	第4章基本方針1 (1)
24	大人の意見を押し付けるのではなく、子どもを応援してあげる。	子どもからの意見を聞き、社会全体で子どもや若者を応援するよう取組を進めます。	第4章基本方針1 (1) (2)

「将来、だれもが自分らしく社会生活を送ることができるようにするための取組」

	ご意見	回答	意見がのっている 計画の場所
1	無差別や学校でいじめなどが起きないような取り組みがいいと思う	学校の先生や保護者などと一緒に、いじめを許さない環境づくりを進めます。	第4章基本方針2 (3)
2	賛成	全ての子ども、若者が自分らしく幸せに生活できる社会を目指します。	第4章基本方針2 (1)～(3)
3	自分の得意なこと 自分の好きなことを誰にも否定されない社会にすると良いと思います。	全ての子ども、若者が自分らしく幸せに生活できる社会を目指します。	第4章基本方針2 (1)～(3)
4	多様性を認めてくれる社会。	多様性を尊重できるこころの育成を進めます。 性的少数者の支援を追記しました。	第4章基本方針2 (3) 第4章基本方針1 (1)
5	マナーは守りながらも、その人の大事だと思うことを尊重することが大切だと思います。 将来、仕事場で好きな髪型・髪色にできるなどと、自分らしさを大切にす る社会になることを願っています。	全ての子ども、若者が自分らしく幸せに生活できる社会を目指します。	第4章基本方針2 (1)～(3)
6	学歴に関係なく、自分のつきたい仕事につけるようにすると、誰もが自分らしく社会生活を送れると思います。	つきたい仕事につけるよう、能力の向上や就職相談などの支援に取り組みます。	第4章基本方針2 (1)
7	自分に合う職業に就職することができるように、あまり就職することができなくならないようにする。	つきたい仕事につけるよう、能力の向上や就職相談などの支援に取り組みます。	第4章基本方針2 (1)
8	誰でも将来自分らしくできるのは、その将来のために沢山の行動をしたらしいと思いました。	将来のための行動をとれるよう、健やかな成長を支援します。	第4章基本方針2 (1)
9	値段が安い色んな柄や色がある服屋さん (シンプルでも良し)	ご提案内容は、県子ども計画では取り組みませんが、全ての子ども、若者が自分らしく幸せに生活できる社会を目指します。	第4章基本方針2 (1)～(3)
10	良い	全ての子ども、若者が自分らしく幸せに生活できる社会を目指します。	第4章基本方針2 (1)～(3)
11	自分のきもちをもつこと	自分のきもちを持てるよう、環境づくりに取り組みます。	第4章基本方針2 (1)
12	お互いを認め合い、モチベーションをあげることが大事だと思います。	自分や他の人の権利を大切にすよう、学校の授業などをしっかり行います。	
13	私は、自分らしくいられるのは楽しくて自分に自信が持てると思うからこの活動はとて面白いと思います。	自分に自信をもって健やかに成長できるよう、環境づくりに取り組みます。	第4章基本方針2 (1)
14	・これは、子供が安全に成長できるようになっているので良いと思いました。 ・私は、とても良いと思いました。私は保育園にかよっていたけど、私のいとこが保育園に入るとき、空いているところあまりなくておばが苦労していたので。	・子どもや若者の安全、安心を確保する取り組みを進めます。 ・保育園に入りたい人が入れるよう市町村とともに取り組みます。	第4章基本方針2 (3) 第4章基本方針2 (1)

15	誰もが自分らしく社会生活を送ることができればもっと社会が良くなり そうだなと思いました	すべてのこども、若者が自分らしく幸せに生活できる社会を目指します。	第4章基本方針2 第3章1 基本理念
16	成長に応じた支援をすることで誰もが自分らしく社会生活を送ることが できると思いました。	全てのこども、若者が自分らしく幸せに生活できる社会を目指します。	第4章基本方針2 (1)～(3)
17	人それぞれ夢はあるから、いいと思います。	全てのこども、若者が自分らしく幸せに生活できる社会を目指します。	第4章基本方針2 (1)～(3)
18	産まれてから大人になるまで、成長に応じた支援をするというのが具体的 にどんなのかわかりません。	具体的には、赤ちゃんには健康状態を見たり、小学生くらいまでのこども にはしっかり遊べる環境を作ったり、学校に通い始めたら学力や体力 向上など、働きたい人には就職の支援など、成長するにつれ必要となる 支援をします。	第4章基本方針2 (1)～(3)
19	誰もが自分らしく社会生活を送れるわけじゃないし、家庭の事情とかで 社会生活を送れない人もいるから送れるようにするための取り組みはい いと思います。	全てのこども、若者が自分らしく幸せに生活できる社会を目指します。	第4章基本方針2 第4章基本方針3 第3章1 基本理念
20	安全、安心に過ごせる方法や、生活習慣を身に着けることができるように なるのが良い取り組みだと思いました。	こども、若者が自分らしく幸せに生活できるよう取組を進めます。	第4章基本方針2 (2)
21	自分らしく生きられないということはその人にとってもしんどいと思 い、自分らしく生きられるのは誰にも縛られないから、とても良いと思 います。	全てのこども、若者が自分らしく幸せに生活できる社会を目指します。	第4章基本方針2 (1)～(3)
22	全て具体的にどう取り組むのかまで提示できるようになったら発信すべ き。 色々な体験の場とありますが、小さい子への取り組みは少しあるよう ですが、小学生から若者などへはなかなか見つけられません。学校がしてく れる体験は少なく、街中でも都会と比べ体験できることが少ない。 わざわざ市報から探す子供などいないに等しいと思うので、子供達が自分 の意思で行きたい、体験したいと思えるよう発信すべき。 学校の手紙に入っているイベント情報など見ている子供の方が少ないのが 現実です。ワクワクさせていないのが問題。見ても親に伝えない子 供もいる。手紙を見ない保護者もいる。違うやり方も検討すべき。	より魅力のある体験イベントの開催に取り組みます。また、広報につい て、学校でのお知らせの仕方、SNSやホームページの活用などよりイベン トをお知らせできる方法を検討します。	第4章基本方針2 (2)
23	いじめがあったら、いじめた人といじめられた人でクラスを別にする。	いじめ対応の一つとして取り組みます。	第4章基本方針2 (3)
24	いじめなどを減らすことや差別をなくすことでみんな仲良く暮らせると思 いました	いじめを許さない環境づくり、早期発見、早期解決に取り組みます。 いろんな人がいることを尊重できる心を育む取組を進めます。	第4章基本方針2 (3) 第4章基本方針1 (1)
25	災害時、子どもや高齢者、病気を持っている人、怪我をしている人、苦し そうな人を優先に、ボランティアで助ける協会を作る	ご提案内容は、県こども計画では取り組みませんが、災害時に県民が困ら ないようにするため関係する機関と協力します。	第4章基本方針2 (3)

26	僕のお母さんのお兄ちゃんも子どもをどこの保育園や幼稚園に通わせたらいいかで悩んでたので良いと思います。	どういった保育園や幼稚園があるのか、選ぶ時に参考となる情報提供を市町村とともに進めていきます。	第4章基本方針2	(1)
27	保育園に行けない子どもが多いと聞いたことがあるので、保育園を作ったり、保育園で働く人を増やす取り組みをする。 そのために、給料を高くする。	保育士として働く人を増やすなどし、保育園に入りたい人が入れるよう取り組みます。	第4章基本方針2	(1)
28	保育園や幼稚園を増やす取り組み	保育園や幼稚園に入りたい人が入れるよう市町村とともに取り組みます。	第4章基本方針2	(1)
29	待機児童がなくなるように保育所や幼稚園を増やす	保育園や幼稚園に入りたい人が入れるよう市町村とともに取り組みます。	第4章基本方針2	(1)
30	保育園などを増やす	保育園や幼稚園に入りたい人が入れるよう市町村とともに取り組みます。	第4章基本方針2	(1)
31	保育園などを増やす	保育園や幼稚園に入りたい人が入れるよう市町村とともに取り組みます。	第4章基本方針2	(1)
32	保育園などの、幼児を見守れるような施設を建設する提案をし、虐待のない施設を目指すように提案もする。	保育園や幼稚園に入りたい人が入れるよう市町村とともに取り組みます。また、こどもに関わる人がこどもを虐待しないよう取組を進めます。	第4章基本方針2 第4章基本方針3	(1) (4)

「どんなことがあっても、誰もが幸せに過ごせるようにするための取組」

	ご意見	回答	意見がのっている計画の場所
1	障害者は仕事ができないなどの、差別がない社会にする提案をする。	障害のあるこども、若者の自立を支援します。 仕事につけるよう支援することを追加しました。	第4章基本方針3 (3)
2	協力すること	色々な人と協力することで誰もが幸せに過ごせるようにする取組が進めやすくなります。	第4章基本方針3 (1)～(6)
3	相談できる場所をつくると良いと思います。	それぞれの状況に応じ、相談できる場所を設置します。	第4章基本方針3 (1)～(6)
4	どんなことがあっても、みんなで協力したら良いと思います。	色々な人と協力することで誰もが幸せに過ごせるようにする取組が進めやすくなります。	第4章基本方針3 (1)～(6)
5	色々な人と協力をしたら良い。	色々な人と協力することで誰もが幸せに過ごせるようにする取組が進めやすくなります。	第4章基本方針3 (1)～(6)
6	何があってもみんなで協力する	色々な人と協力することで誰もが幸せに過ごせるようにする取組が進めやすくなります。	第4章基本方針3 (1)～(6)
7	自分の悲しい気持ちは、その悲しい気持ちをプラスに考えたらいいと思いました。	悲しい気持ちをプラスにできるようになるよう、居場所づくりなどの支援に取り組みます。	第4章基本方針3 (1)
8	生活や差別で悩んでいる人向けの支援団体を作る。	さまざまな団体のご協力を受けながら、支援に取り組みます。	第4章基本方針3 (1)
9	良い	全てのこども、若者に良好な成育環境を確保する取組を進めます。	第4章基本方針3 (1)～(6)
10	相談できる人を用意する	それぞれの状況に応じ、相談できる場所を設置します。	第4章基本方針3 (1)～(6)
11	人によってそれぞれの幸せの形があるので、どんな事があっても、誰もが幸せに過ごせる取り組みは難しいと思います。	結果的にそうなるかもしれませんが、可能な限り取り組んでいきます。	第4章基本方針3 (1)～(6)
12	みんなが公平に日々を楽しめるようにできているので、良いと思いました。	全てのこどもが幸せな状態で生活を送ることができる社会を目指します。	第4章基本方針3 (1)～(6)
13	障害などがある人たちのことを支援していつしあわせにするとりくみはすごくいいことだと思いました	障害等のあるこどもや若者の状況に応じた支援に取り組みます。	第4章基本方針3 (3)
14	困っている人がいたら、助け合い・褒め合う事が大事。	助け合い、褒め合うことで誰もが幸せに過ごせるようにする取組が進めやすくなります。	第4章基本方針3 (1)～(6)
15	障害のある人を差別したりせず、相手のことを尊重することで誰もが幸せに過ごせると思います。	障害のあるこどもと障害のないこどもが互いに理解しあう取組を進めます。	第4章基本方針3 (3)
16	みんな幸せの感じ方は違うから、まわりのサポートが必要だと思います。	それぞれの状況に応じた支援をしていきます。	第4章基本方針3 (1)～(6)
17	すべての人が、こどもや若者に暴力や暴言などひどい扱いをしないような取り組みはいいと思います。	児童虐待を防止する取組を強化していきます。	第4章基本方針3 (4)

18	みんなが安心してくらせる社会を提案する。	全てのこどもが幸せな状態で生活を送ることができる社会を目指します。	第4章基本方針3 (1)～(6)
19	だれもが幸せに過ごせる支援だし、障害のある人の成長を支援するのがいいと思いました。	障害のあるこども、若者の発達や自立を支援します。	第4章基本方針3 (3)
20	母子家庭や、父子家庭の人たちの子供の人数にもっと見合った補助金？が欲しいです。	ひとり親の家庭向けの手当の支給やお金の貸付制度など、経済的な援助に取り組みます。	第4章基本方針3 (2)
21	学費などの負担を少なくしてあげると良いと思います。	授業料や就学、進学にかかる費用を支援します。	第4章基本方針3 (1)
22	安心して子どもを産み育てるにはもし産み育てるときになかったりしたとき私が子どもを育てることを保証します。とかの支援団体を作ったりする。	親が亡くなってしまった場合でも、親の代わりに子どもを育てる仕組みづくりを充実していきます。	第4章基本方針3 (5)
23	教育費などを少し負担するなど	授業料や就学、進学にかかる費用を支援します。	第4章基本方針3 (1)
24	家の事情で家族と過ごせない人や楽しく幸せに暮らせない子ども「誰もが幸せに過ごせるようにするための取組」があれば、その人も少しずつ幸せになれると思うので良い取組だなと思います。あと、4番の取組も5番と内容が似ているのでどちらの取組とつながるので良いなと思いました。	いろんな取組を合わせて、全てのこどもが幸せな状態で生活を送ることができる社会を目指します。	第4章基本理念
25	どうせ。って思っています。 どう取り組むかどう取り組んでいるのか、その都度具体的に提示する必要がある。提案ですが、教育や生活の支援を民間やボランティア、中高生や若者、高齢者など老若男女市民にも協力してもらえばいいと思う。お互いの為にもなる。もちろん安全と安心についてやその他課題はありますが、それを検討し安全安心に繋げることが大人の役割で取り組みだと思えます。	県の取組には地域住民の方のご協力が必要です。ご協力をお願いしながら、取組を行っていきます。	第1章

「すべての大人が、社会全体で子どもや若者を応援するための取組」

1	ご意見	回答	意見がのっている計画の場所
2	大きい公園を作ったり、図書館を作って欲しいです。	公園、図書館など子どもや若者が居場所としている施設が充実するよう取り組みます。	第4章基本方針4 (1)
3	公園をもっと整備して子供もお年寄りも気軽にいけるようにしてほしい。草ボーボーだったり全体的に暗く怖くていけない	公園、図書館など子どもや若者が居場所としている施設が充実するよう取り組みます。	第4章基本方針4 (1)
4	みんなが参加できるお祭り 例 高齢者（車椅子に乗っている人）でも楽しく遊べる的あてゲームなど	地域での子ども交流活動の取組を進めます。	第4章基本方針4 (1)
5	不登校だから〇〇、成績が悪いから〇〇じゃなくてリモート制度を取り入れたら、成績重視じゃなくて人間性を見る。	学習できる環境を整え、色々な体験ができる機会を増やすことで生きる力を身に付けられるよう取組を進めます。	第4章基本方針4 (1)
6	良い	社会全体で子ども、若者や子育てを支援します。	第4章基本方針4
7	教科書などの費用が国などに支援されるようにする	教科書費用は無償となっていますが、県において給食費を無償としていきます。	第4章基本方針4 (2)
8	すべての大人は無理かもしれませんが、若者の未来を予想し、社会を次の世代へ変えていく大切な存在と考えておくことで自然と応援できるのではと思います。	そういった考えが広がるよう取組を進めます。	第4章基本方針4 (1)
9	子供一人じゃできないことも、社会全体が後押ししてくれて未来が明るくなれば良いなと思いました。	社会全体で子どもや若者を応援するよう取組を進めます。	第4章基本方針4 (1)
10	子供や若者に目を向けていくというのがすごくいいことだなと思いました	社会全体で子どもや若者を応援するよう取組を進めます。	第4章基本方針4 (1)
11	頑張っている人を応援していることはいいことだと思いました。	子どもや子育てを応援する取組を推進します。	第4章基本方針4 (3)
12	中央コミセンに子供の遊び場を作って欲しいです。せっかく図書室はあるのに遊ぶところがなくて残念。	公園など子どもが安全に遊べる環境づくりを推進します。担当している和歌山市にも伝えます。	第4章基本方針4 (1)
13	子育てを手助けしてくれるのが、いいと思いました。	子育てにやさしい社会になるよう取り組みます。	第4章基本方針4 (3)
14	全ての大人があるとあるが、全てと言う言葉は重い。子を持たない人達への配慮も必要だと思う。私の親は不妊治療を経験しているので、そういった方々の人の子に優しくできない、心の病、辛い話を何度も聞く機会がありました。全ての大人と言う言葉に怖さを感じました。子育てしていない方や子育てを終えられた方々が沢山いるので、そういった一般の方々にも協力をお願いできると思います。	子育て中の方だけでなく、なるべく多くの方が、子どもにやさしくできる社会を目指したいと考えています。	第4章基本方針4 (1)

15	私の家のすぐ近くにある公園では、幼稚園・保育園生がたくさん遊んでいて、小学生が遊べないので、小さい子供（0～3歳）でも安全に遊べるような、小さい公園をつくる。 それぞれの校区内に一つは遊具がある大きい公園をつくってほしい。	ご提案内容は実現できませんが、こどもが安全に遊べる環境づくりを進めます。	第4章基本方針4 (1)
16	小さな子供から大人まで遊べる公園などを校区に一つ作ってほしいです。そうすることで、家でずっと子供が引きこもることがすくなくなると思います。	ご提案内容は実現できませんが、こどもの居場所となる公園など公共施設の遊び場の充実に取り組みます。	第4章基本方針4 (1)
17	公園が少ないから校区内に大きい公園を作ってもらいたい	ご提案内容は実現できませんが、こどもが安全に遊べる環境づくりを進めます。	第4章基本方針4 (1)
18	怪我をしても保険会社が、責任を持って対応してくれるようにしたいと思います。	保険加入することは県で取り組むことはできませんが、安全に遊べる環境づくりは進めます。	第4章基本方針4 (1)
19	角とか尖ったところを減らすといいと思います。	こどもや若者の安全、安心を確保する取り組みを進めます。	第4章基本方針4 (1)
20	学童が増えたらいいなと思いました	学童保育が充実するよう市町村とともに取組を進めます。	第4章基本方針4 (1)
21	相手のことを思って言葉を言ったり、頑張っているときに応援する。	そういった考えが広がるよう、社会全体でこどもや若者を応援するよう取組を進めます。	第4章基本方針4 (1)

「安心して子どもを産み育てることができるようにするための取組」

	ご意見	回答	意見がのっている計画の場所	
1	会社の残業とかの時間を減らしてほしいです。	長時間、労働させないよう会社へ働きかけるなど、働き方改革に取り組みます。	第4章基本方針5	(3)
2	スーパーなどで子ども（小学校高学年、中学生、高校生、大学生など）を連れてきている人には「こんな仕事どうですか？」というチラシを配る。	ご提案内容は実現は難しいですが、就職支援をする体制の整備に取り組みます。	第4章基本方針5	(2)
3	仕事を投げ出さずに、継続できるように工夫することを提案する。	職場の環境改善に取り組みます。	第4章基本方針5	(3)
4	「⑤安心して子供を産み育てることができる」ので最近少子高齢化の問題があり、お金のことなどで大変で育児ができない人もいると思うし、育て方のコツなどもわからない方もいて不安だと思うのでご助かると思っています。	親の子どもへのかかわり方を学ぶ機会を設けるなど、親への支援に取り組みます。	第4章基本方針5	(2)
5	周りの人達が支えてあげたりしたら良いと思います。	社会全体で、子育てを支える社会づくりに取り組みます。	第4章基本方針5	(1)～(3)
6	良い	安心して子どもを産み育てることができよう取組を進めます。	第4章基本方針5	(1)～(3)
7	素晴らしい取り組みだと思います	安心して子どもを産み育てることができよう取組を進めます。	第4章基本方針5	(1)～(3)
8	産後の心配などを軽減できるように、賃金や税金の問題を考えたほうが良いかと思います。お金があれば、それなりの心配は軽減できるかと思っています。	市町村とともに、妊産婦への経済的支援に取り組みます。また、若者が将来の人生設計をしやすい環境づくりに取り組みます。	第4章基本方針5	(1)
9	子育てがしやすい環境を作るためにも自分も頑張っていきたいなと思いました	県民のみなさまのご協力をよろしくお願いします。	第4章基本方針5	
10	もうすぐ生まれますと言うタグをつくと良いともいました。	ご提案内容によく似たマタニティマークのタグの配布を市町村で実施しているところです。妊産婦にやさしい社会になるよう取り組みます。	第4章基本方針5	(1)
11	最近ニュースなどで子どもを産みたくても産める環境じゃなくて困っているというニュースを見るので、この取り組みは、いいと思います。	安心して子どもを産み育てることができよう取組を進めます。	第4章基本方針5	(1)～(3)
12	子育てがしやすい働き方がありますが、現実問題難しいでしょう。子連れで働ける場所や休みのとりやすい職場だらけにはなれないと思います。親はそれで仕事を辞めました。提案ですが、隙間バイトアプリのようなものを市から出せないでしょうか？有名なアプリに和歌山市の求人ほとんどないそうです。親には隙間時間があります。パートの方や専業主婦の方、仕事とは別に隙間に少し手伝うくらいなら依頼された方も働く方もウィンウィンじゃないですか？	就職の支援や、育児休業の取りやすい職場づくりを会社へ働きかけるなど、子育てしやすい職場づくりに取り組みます。	第4章基本方針5	(2) (3)

「安心して子どもを産み育てることができるようにするための取組」

	ご意見	回答	意見がのっている計画の場所
1	市や県はそちらで全てしなくてはいけないと考えているように感じました。こうします。とだけ一方的な目標だけ掲げていると感じました。市民を巻き込みみんなで子育てをする！という提案をしておいて、市民がどう参加したらいいのかが分からない。こんな提案を見れば助けたいと思う市民もいれば、協力したい企業もあると思います。それを仕事にしてくれる方もいるかもしれません。市民を巻き込みみんなで子育てをする、その土台や基盤を示すのが市や県の取り組みだと思います。初めての試みに奮闘する県にしてほしいです。	この計画は、県の子どもに関する取組の方針を示すものです。それぞれの取組を行うに当たっては、県民のみなさまのご理解、ご協力が必要となりますので、これらが得られるようにしていきます。	第1章
2	スクールバスがもう少し家の近くまで来てほしい。 給食の量を増やしてほしい。	計画には記載しませんが、学校環境の改善は進めています。	第4章基本方針4 (1)

	ご意見の該当箇所(ページ)	ご意見	回答
1	表紙	表紙のサブテーマ ~子どもや若者がまんまかなる社会に向けて~ ですが、「まんまか」のカギ括弧があるほうが見やすい。	ご意見の通り、「まんまか」に修正します。
2	目次	目次が必要。	ご意見の通り、目次を追記します。
3	P2 計画推進の責務	県民及び事業者に対しては「責務」ではなく「協力が望まれる」などの強制性のない記述にはいかかが。すべての取組を強制する根拠はないように思う。	ご意見の通り、「県民の努力」に修正します。
4	P7 欄外の索引6	保育園を保育所・認定こども園の園児というほうが良い。	ご意見の通り、保育園ではなく保育所が正式名称なので「保育所」に修正します。
5	P8 社会の情勢	社会の情勢について、少子化の原因として、コロナ禍による出会いの機会の減少、経済環境の悪化等が挙げられているが、いずれも直接的な関係性が希薄ではないか。	非婚化、晩婚化に修正します。
6	P16 こどもの発達環境	こどもの発達環境について、「所得段階Ⅲ」は、一般的な概念ではなく、調査における便宜上の定義ではないか。	ご意見の通り、修正します。
7	P28 こどもの権利の理解促進	「子どもが権利の主体であることを大人が認識し」「子どもの権利侵害を許さない」「子どもの人権を全ての大人が尊重する」といった意識の浸透を図るといった、これらの施策を強く支持するとともに県として支援、推進にむけた、施策の実施主体としてのかかわりを求める。	具体的な方策は、施策一覧として別途掲載します。
8	P28 子どもや若者の人権意識の向上	青少年教育の後に「社会教育」を追加してほしい	ご意見の通り、「社会教育」を追記します。
9	P31 ファシリテーターの注釈	まずは、こどもの安全という観点から「安全、安心な場所づくり」に修正してほしい。	ご意見の通り、「安全、安心な場所づくり」に修正します。
10	P33 質の高い幼児期の教育、保育の確保	紀州っ子健やかプランには「県同和保育基本方針に基づいて取り組んできた同和保育の成果を踏まえ、人を大切に、思いやる心や人権を大切にする保育・教育を推進していきます」と記されている。こども計画にも明記されたい。	ご意見の通り、追記します。
11	P35 性と健康に関する教育	性と健康に関する教育について、「子ども自身が妊よう性」とあるが、女性は妊娠して産まなければならないと捉えてしまうかもしれないので、無理なダイエットが将来の身体に影響するなどに変更されてはどうか。	下記のとおり文言を修正します。 「自身が妊よう性(妊娠する力)や無理なダイエットなど将来の妊娠・出産に与える影響、～」
12	P35 性と健康に関する教育、普及啓発、相談支援	将来の妊よう性のみのことしか計画されておらず、妊娠・出産のためだけのものと捉えられているようだが、前世紀的な性教育の観点としか言いようがない。わが国の学校教育でもガイダンスを取り入れて「包括的な性教育」の取り組みが進められている。包括的性教育とは、生殖のみではなく、性的行動、ジェンダー平等、人権、多様性などの幅広いテーマを扱った教育。そのために、子どもが責任ある選択ができる知識やスキルを身につけ、性と生殖に関する健康に対するポジティブな価値観や態度を育み、自尊心や人権、ジェンダー平等の尊重を促すことを目的としている。もちろん、そのなかには、性自認や性的指向において非典型的な子ども、いわゆる性的マイノリティの子どもへに関わることも含まれる。以上のことから、「性と健康に関する教育、普及啓発、相談支援」について抜本的に考え直していただきたいことを切に要望をする。	下記のとおり文言を修正します。 「性の多様性の理解を深めるとともに、自身が妊よう性(妊娠する力)や無理なダイエットなど将来の将来の妊娠・出産に与える影響～」 また、学校における性に関する指導は、児童生徒の人格の完成を目指す人間教育の一環として、豊かな人間形成を目的に、生命尊重、人間尊重の精神に基づいて行われる教育である点を踏まえつつ、「学習指導要領」や「生命(いのち)の安全教育」「和歌山県性に関する指導の手引」に基づいて取り組んでいきます。
13	P35 プレコンセプションケアの推進	プレコンセプションケアについて、産まれてくる子どもに影響するという身体的なことを記されてはどうか。	下記のとおり文言を修正します。 「将来の健やかな妊娠・出産だけでなく、生まれてくる子どもの健やかな発育など、次世代の子どもの健康にも繋がっていくため、」
15	P35 若者の職業的自立、就労等支援	職業訓練の前に「技能習得支援」を追加してほしい	技能習得は職業訓練の大きな目的として元より含んでおりますが、ご意見の通り、就労にとって「技能」は重要な要素であることから「職業訓練による技能習得」と修正し、職業訓練の目的を強調する表現にします。
16	P36 図表37	図表の意味が分からない。回答の「好き」は何を好きと？自己肯定感は何で表されているのか。	自分自身のこと「好き」を自己肯定感と定義しています。注釈を追記します
17	P37 自然体験、文化芸術体験、職場体験等の体験活動の推進	職を持つことは大切でものづくりは人間の本性でもある。また1行目に職場体験等とあるが、その内容として職に触れる体験の記載がないため、伝統文化に触れる体験の後に「ものづくり体験」を追加してほしい	ご意見の通り、「ものづくり体験」を追記します。
18	P37 体験、交流活動等の場の整備	青少年教育施設の後に「社会教育施設」を追加してほしい	ご意見の通り、「社会教育施設」を追記します。
19	P37-38 子どもや若者の安全、安心を確保	子どもや若者の安全、安心を確保について、「ア 現状と課題」の構成が、あれこれ盛り込みすぎて混乱しているように見受けられる。以下の順に記載していかかが。(1)前提として、子どもの健やかな成長には、犯罪、事故、災害等からその生命を守り、安全を確保することが最重要であること(2)現状として、実際には被害に遭うことも遠くを絶たないこと(3)例1として、SNSの利用や有害情報の氾濫により、犯罪被害に遭うリスクが上昇していること(図表38-40)(4)例2として、いじめ被害(5)例3として、災害(6)課題として、居場所の必要性が、モニター調査やヒアリング調査から裏づけられること。	ご意見の通り、修正します。
20	P39 有害環境の浄化活動の推進	タイトルに若者(本計画における定義では40歳未満までの者)が含まれるが、本施策はすべて子どもの安全・安心のためのものであるため、タイトルから若者を削除するべきである。さもなければ、若者に有害な情報の削除等、成人の知る権利を侵害することとなるように読める。若者に有害な図書の規制を進めることは、憲法で禁止される検閲ともとらえられかねないことから対象を18歳未満の未成年に限定するべきである。	ご意見のとおり「若者」を削除した上、対象を和歌山県青少年健全育成条例における保護対象「18歳未満の者」とするため、「子ども」の表記を「青少年」に置き換えます。
14	P40 20歳未満の者の喫煙、飲酒対策	危険ドラッグ、大麻の問題は低年齢化していることなど踏まえ、薬物乱用防止の記載を追加してほしい	ご意見の通り、「薬物乱用の防止」を追記します。
21	P41 (1)こどもの貧困の解消に向けた対策ア 現状と課題	経済的困難世帯が0.6ポイント増えたことが分かるように、「82.0」と「82.6」を囲むなどしてほしい	ご意見を踏まえ、見やすい体裁に修正します。
22	P54 障害等のある子どもや若者への支援	障害といっても様々なので、それぞれの対応について丁寧に記してほしい。「センター等」と記されている「等」について具体的に記してほしい。	「障害児者サポートセンター等」の「等」は、児童相談所、児童発達支援センター、発達障害者支援センター、基幹相談支援センター、市町村等であり、多数の機関において、相談に対応する体制を整えています。すべては記載しきれないため、2機関を追記します。
24	P57 障害のある方への学習機会の提供	障害者・児の呼称について、「障害のある人」「障害のある方」の記載を統一してほしい。「障害のある方」の呼称は違うと思う	「障害のある人」「障害のある子ども」の表記で統一することとします。 なお、法律等の規程に基づく場合や事業名称等に関しては、「障害者」「障害児」等の表記を用いる場合があります。
23	P60 在宅指導の実施における連携	「市町村や関係機関と連携していきます」と記されているが、関係機関を具体的に明記されてはどうか。(保育所や小・中学校、地域など)	ご意見の趣旨を踏まえ、「市町村や学校、保育所、その他関係機関と連携していきます」と修正します。
25	P62 図表57	里親委託率のグラフに、世帯数と%を書き入れると分かりやすい	ご意見のとおり、世帯数と委託率の数値を記入します。
26	P62 ファミリーホームの設置促進	ファミリーホームの注釈をつけてほしい	ファミリーホームとは、里親等の養育者が自宅において、複数の児童を家庭的な環境の下で養育する施設です。ご意見のとおり、注釈を追加します。
27	P66 特に配慮が必要な子どもや若者への支援	「ニートやひきこもり、不登校等の問題は」「個々の成育歴の中で～」と個人に関する要因をはじめに記述しているが、これでは、「個々の成育歴」に起因すると取り違えてしまいかねない。むしろ就職氷河期やブラック企業での経験、また学校では過剰な教育内容や教員の配置体制(教員数不足)等の「社会的要因を背景に、個々の状況が重なって相互に複合して生じている」というのが実感。そのために「誰にでも起こりうる可能性がある」。	個々の成育環境のみが原因でないとなる記載に修正します。
28	P67 特に配慮が必要な子どもや若者への支援	「イ 展開する施策」の一番目に挙げられている自殺の問題が、「ア 現状と課題」では一言も触れられていない。データもあると思うので、データとともに何かしら追記してほしいかがか。	ご意見の通り、「子どもや若者の自殺者数のグラフ」を追記します。
29	P69 非行防止活動	学生サポーターの後で「更生保護団体」を追加し、更生保護団体の注釈をつけてほしい	注釈を追記します。
30	P69 外国に縁のある子どもや若者の支援	外国に「縁のある」ではなく「ルーツのある」に置き換えるべき。家族が一定期間居住していれば「縁のある」になるので、それ人々たちを含まない表現になってしまう。	ご意見を考慮し、「在留外国人の子どもや若者の支援」に修正します。
31	P71 図表60	居場所と感ずる場所の多寡と幸福度の関係の表が何の図表なのか分かりにくい	ご意見を考慮し、割合について修正し、居場所がたくさんあるほど、幸福度が高いことがわかる図表注釈を追記します。
32	P74 地域における多様な担い手の育成	「保護司」の注釈をつけてほしい	
33		語句の統一(取組、取り組み等)、語句の拡大(半角文字、英字番号、注釈文字の大きさ)、目次の追記	ご意見を踏まえ、見やすい体裁に修正します。
34	全体	計画策定にあたり、こどもの意見をどの程度聴取しどの程度反映させたのか	ご意見を踏まえ、資料編として添付します。

35	P34 20歳未満の者の喫煙、飲酒対策	子ども・妊婦の健康・保健に関連する箇所には、子ども・妊婦への受動喫煙の危害について75ページで触れられているが、妊産婦とその家族以外にも、子どもたちの受動喫煙防止も重要なので、子ども・妊婦のいる場所(特に家庭内など、また利用施設や屋外でも)での喫煙・タバコ(受動喫煙)は止めるべき、との周知徹底と施策・規制がより一層必要。(子どもたちの受動喫煙防止は本計画・プランのための基本要件) (1)子ども(胎児を含め)のいる場所や傍での喫煙(加熱式タバコを含め)は、成長過程にある子どもの心身の健康を傷つけ、蝕み、成人後にも及ぶ多大の影響を与えている(既に多くのエビデンスの集積がある)。	「喫煙防止」に受動喫煙を含めます。
36	P1 計画期間	子ども計画は期間限定であり、恒久的なものにするため、その計画の中に「子どもの権利条例を制定しておくこと」を明記する必要があるのではないか。	条例制定も含め検討を追記します。
37	P2 取組の評価及び検証	本計画の効果的な実行を確保するため、まず優先的に「和歌山県子どもの権利条例(仮称)」の制定を求める。子どもの権利という場合、具体的に問題があるのは、子どもの権利侵害や差別を相談したり、救済が必要とされることなどを思い浮かべるが、そうした場合、法律の裏付けがあれば速やかに対応できる組織や専門家の助言を得ることができ、子どもの権利に関するフォローアップが進展すると思う。必要であれば、助言・勧告・指導等ができる環境も整備できると考える。	条例制定も含め検討を追記します。
38	P6 こどもの人権意識	こどもの権利に関する条例の制定をこども計画で取り上げてほしい	条例制定も含め検討を追記します。
39	P6 こどもの人権意識	・計画が5年間の時限計画である。より長期的にこども政策の方向性を明確にしておくため、和歌山県こどもの権利条例を制定することを希望する。条例制定をこども計画の第一に掲げることを強く求める。 ・「推進」「促進」とのあいまいな表現が目立ち、具体的な実施が分からない。予算措置が明確でないためと思われるが、議会を通じ、和歌山県こどもの権利条例を制定し、予算の方向性の合意を得ておくべき。	条例制定も含め検討を追記します。
40	P6 計画策定の背景	児童の権利に関する条約の認知度が低く、最も危惧すべき状態。自ら生まれながらに権利主体であるという事を学ぶ機会をつくるのが、より良い社会づくりに欠かせないため、「和歌山県こども権利条例」を制定することが大切だと考える	条例制定も含め検討を追記します。
41	P6 こどもの人権意識	計画という性格からなのか、こどもの各権利に関する具体的な取り組みが乏しいと思う。また、計画は、義務や責務のようなものはないと思われる。その責務は、こどもに関わる機関から個人にいたる全方面で担わなければならない、財政の裏付けも必要となってくると考える。行政によって策定される「計画」と立法によって制定される「条例」の両輪が揃い、同じ方向に向かって回転することによって、真の「こどもと若者が真ん中になる社会」が構築されていくものと信じている。計画が具体的な取り組みを伴い、実効性のあるものとして、さらに、時限的な計画ではなく、恒常的なものとするために、県における予算措置をできる根拠とするためにも「こどもの権利条例」の制定を計画に組み入れていただきたい。	条例制定も含め検討を追記します。
42	P6 こどもの人権意識	子どもの権利条約についての認知度が低年齢になるほど低く、大人の認知度も低いということが指摘されているが、やはり「子どもの権利条例」を制定し学校教育、社会教育を通じて広めていく必要があると思う。	条例制定も含め検討を追記します。
43	P6 P24 こどもの人権意識、基本方針	いま子どもたちは、過度の競争的環境などにより、自殺や不登校の急増といった深刻な事態に陥っている。また、本県を含め、少子化が進む状況で、一人ひとりの子どもをこれまで以上に大切にすることが行政に強く求められている。その一環として、私は「子どもの権利条例」を本県が制定することを強く望む。それにより、和歌山県が日本一子どもを大事にする県であり、日本一子どもを育てやすい県であることを内外にアピールすることを求める。それこそが本県発展のカギでもある。子どもを大切にできる最も基礎的な条件として「子どもの権利」を周知徹底させることが急務となっている。そのために「子どもの権利条例」を制定し、行政が率先して子どもの権利を保障する啓発活動を具体的な施策を行うべきだと考える。 「子どもの権利条例」は、「こどもや若者の人権を尊重しつつ、こどもや若者が権利の主体であることを社会全体で共有し、こどもや若者の最善の利益を第一に考えた環境づくりを進めるためにも不可欠。条例の具体化に向けた準備をお願いする。	条例制定も含め検討を追記します。
44	P24 基本方針	子どもの人権・権利というものを考える上で、子どもの権利条約を抜きにして基本方針は立てられないと思う。基本方針の中でもこの子ども権利条約の理念等に触れられたい。計画をより実行性のあるものにするためにも、子どもの権利条約の普及・理解を進めるとともに、子どもの権利条例の策定を計画の中に入れてもらいたい。	条例制定も含め検討を追記します。
45	P24 基本方針	川崎市や泉南市(だったと思うのですが)で始まっている「子どもの権利条例」を和歌山県でも制定してほしい。子どもの育ちをまんなかに、しっかり社会がお金を出して、親の貧困を断ち切り、やりたい勉強をし、その子にはその子の人生が歩めるように、ぜひこの条例の制定を盛り込むことを求める。	条例制定も含め検討を追記します。
46	P24 基本方針	こども真ん中社会を目指して、こども計画が策定されることをとてもうれしく思う。日本ほど子どもの権利条約はじめ、権利意識が育たない国はないのは、学校で「権利」を教えず、「義務」を重視するからだと思う。第3章基本方針に、「日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、」と明記されている。「こどもの権利条約」の理念をもっと前面に押し出し、「和歌山県こども権利条例」の制定を計画に入れていただきたい。	条例制定も含め検討を追記します。
47	P24 基本方針	こどもたちはますます厳しい状況にある。こどもの権利条例の制定を求める。	条例制定も含め検討を追記します。
48	P24 基本方針	県としても条例として、条約の内容を踏まえた「和歌山県子どもの権利条例(仮称)」を制定してください。子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)の精神にのっとり、こども施策を推進する具体的な方策として、「こども計画」の中に「和歌山県子どもの権利条例(仮称)」を制定することを盛り込んでほしい。他県や他市町村でも多くの自治体が「子どもの権利条例」を制定している。	条例制定も含め検討を追記します。
49	P24 基本方針	基本方針の前文には賛同だが、以下の5つの方針には趣旨は重々わかるものの、具体的に実現するためにどう取り組みを進めていくのかが見えてこない。だからこそ、和歌山県の「子どもの権利条例」を制定し、学校などへの教育課程に位置づけられるような取り組みをお願いしたい。	条例制定も含め検討を追記します。
50	P24 基本方針	この計画からさらに進んで「子どもの権利条例」制定へと発展していくことを切に願っている。そのためにも、子どもに関わる諸施設や民間の取り組みを充実させるべく人員の拡充や補助金・助成金などの充実を図られたくそのための予算措置が行われることもお願いする。	条例制定も含め検討を追記します。
51	P24 基本方針	日本が子どもの権利条約を批准してから30年経つが「こども基本法」は不十分。子どもの人権を尊重する条例を和歌山県や県下のすべての自治体で制定して、子どもたちが幸せな子ども時代を過ごせる環境を整えてほしいと願う。	条例制定も含め検討を追記します。
52	P25 基本方針	子ども計画に子どもの権利条例制定を書き加えて欲しい。	条例制定も含め検討を追記します。
53	P27 こどもの権利の理解促進	様々な機会に子どもの権利条約の周知を行うとともに、条約の内容を踏まえた和歌山県こどもの権利条例を制定してほしい	条例制定も含め検討を追記します。
54	P27 こどもや若者の人権意識の向上	こどもの権利の理解促進、こども自身の権利意識の醸成、県の政策決定過程へのこどもの参加促進等々の施策を具体化していくために、「和歌山県こどもの権利条例」を制定してはどうかと考える。 条例制定をめざす取り組みの中で、多くの草の根の民間団体(そこには、学校や一般的な広報ではつながりにくい子どもたちの声がある)や地域住民と一緒にこどもの権利を学び、考える過程こそが、児童の権利条約を浸透させ、生かす道となるのではないかと。計画に基づいて様々な施策を展開することはもちろん大いに意味のあることだが、より実効性を持たせるため、こどもの権利条例制定を計画に位置付けられたい、提案する。	条例制定も含め検討を追記します。
55	P27 P28 こどもや若者一人一人の人権を尊重し、社会形成をこどもや若者とともに推進	こどもが権利の主体であることを、大人が認識する大切さ、子ども自身も自分の権利を大切に必要性などが書かれているが、子どもの健やかな成長には、本当に必要な事だと思う。 子どもの権利を確固たるものに保証していくには、国はもちろん和歌山県としても、是非とも県で「子どもの権利条例」を作り、和歌山県こども計画(案)に書かれている内容を、実現に向けて努力していく事が望まれると思われる。 また、和歌山県の「子どもの権利条例」を作る際には、国連「子どもの権利条約」第3条にあるように、子どもにとって最も良いことは何かを第一に考え、内容の濃いものを作っていき事を望む。	条例制定も含め検討を追記します。
56	P28～29 こどもや若者の人権意識の向上	こども計画案の基本方針1の通り「こどもや若者一人一人の人権を尊重」こそが我々社会の希望である。日本が批准した「子どもの権利条約」は認知されず、宝の持ち腐れのままに30年が過ぎた。こども計画に先進的な県として「子どもの権利条例」を作り、盛り込むことを提案する。	条例制定も含め検討を追記します。
57	P28 こどもの権利の理解促進のCとして追加	もう一歩すすめ、自治体による立法としてより広範な県民に訴える効力を持つ、「子どもの権利条例」の制定を視野に入れて「こどもまんなか社会」の実現をめざすべきだと考える。そのためにも、「こども計画」の中に「子どもの権利条例」制定への方向性を示すことを提案する。	条例制定も含め検討を追記します。
58	P28 人権相談体制の整備	こどもが相談できる場所を求める声があったとあるが、これに対応する施策がない。こどもの権利委員会や子供の権利救済委員会などを設置すべき。こどもの権利条例で定めている事例が複数ある。	条例制定も含め検討を追記します。
59	P27 こどもの権利の理解促進	「こどもが権利の主体であることを大人が認識し、いじめ、体罰、不適切な指導、児童虐待、性暴力、こどもの権利侵害を許さない」という意識、こどもの人権をすべての大人が尊重するといった意識の浸透を図ります」という施策を支持する。 しかし、計画案の中の「こども」には、外国につながるこどもたちの「権利」について触れられていない。 たとえば、在日コリアンのこどもたちや親の都合で日本の学校で学ばざるを得なくなった外国につながるこどもたちのことについての権利は大切にされているのか。様々な国からこども自らの意思でなく和歌山で学ばざるを得なくなったこどもたちが彼らのルーツである言葉や文化を学べるようにはなっているのか。「和歌山子ども計画(案)」はこれらの子どもの権利も明記すべきだと思う。 県として「こども」を大切にできる姿勢を明確にするためにも、「和歌山県子どもの権利条例」の制定を計画に位置づけることを求める。	条例制定も含め検討を追記します。
60	P62 特に配慮が必要な子どもや若者への支援について	(イ)にもあるが、教育を受ける機会の確保は必要。そのための支援員、SC等々の拡充、「学びの機会」の整備はぜひ進めて欲しい施策だが、一方で学校そのものが、子どもたちが安心して過ごせる場になるような努力をお願いしたい。 そのために、県独自に、一学級の子どもの定員を少なくするとともに、ゆとりある編成で少しでも過剰の授業時間を減らせるようなしくみを提示し、先生方により一人ひとりに向き合える時間を多く確保できるような取り組みをしてほしいと思う。そのためにも「和歌山県子どもの権利条例」の制定は不可欠のものだと考える。	条例制定も含め検討を追記します。

すでに計画に記載のある項目についてのパブリックコメント

ご意見の該当箇所(ページ)	ご意見	回答
P2 取組の評価及び検証	「会議群の内容を県ホームページにて公開する」を記載してはいかがか	「県民のみなさんに分かりやすく示す」には、県ホームページへの公表を指し、案の通りの記載とします。なお、目標指標の進捗には、各会議体での審議内容も含まれます。
P7 こどもの人権意識	こどもは年齢が上がるほど意見が尊重されていないと感じる原因分析と対策は何か	これまでは、意見聴取の場が少なかったり、聴く側の対応が適切でないなどが考えられます。そのため、展開する施策として、P30「こどもの意見を尊重する仕組みづくり」を推進します。
P16 子育て世帯の所得	所得の中央値の2分の1以上の世帯が38.4%もあるのに言及されていない	経済的困難世帯にも言及しています。
P21 図表31	こどもがいる世帯の4分の1がひとり親世帯ということだが、経済的に厳しい家庭が多いのではないか	ひとり親家庭の実態につきましては、P47～P49に記載しています。
P24 基本方針	具体的な方策が示されていない	第4章以降に、展開する施策として記載しています。
P27 こどもの権利の理解促進	様々な場面で「研修を実施する」と記されているが、人権に関する研修も併記すべき	P.27「こどもの権利の理解促進」において、こどもの権利に関する理解を深められるよう、研修会等の機会を設けることを記載しています。「研修会等」には、人権に関する研修を含むものとして記載しています。
P45 教育費負担の軽減	具体的な内容は分からないが、費用の支援が返済型奨学金であるならこどもに借金を負わせることになり、適切でない	計画文中の費用の支援には、返済型奨学金だけでなく、授業料の減免や給付型奨学金なども含まれています。(文学)
P46 こどもの居場所づくりの推進	貧困状態にあるこどもの負の連鎖を社会で断ち切るよう、地域が地域の困り事として子育て世帯への支援を考える必要がある。見守りを必要とするこどもたちが地域でより多くの人たちとつながりあうことができる仕組みを和歌山県で展開する必要がある。	P46こどもの居場所づくりの推進において、地域で多様な大人と関わる事ができる居場所づくりを推進します。
P58 社会的養育の推進	代替養育を必要とする児童数が264人になると見込んでいるが、現在〇人で、令和11年に264人と記されてはいかがか。	令和5年度の代替養育を必要とする児童数は304人ですが、こども計画案P58の注釈に記載のとおり、詳細は資料編に掲載します。
P62-P65 特に配慮が必要なこどもや若者への支援	展開する施策が、小・中学校の児童生徒に関わるが多く、高校生以上の年代の生徒のことについてはあまり書かれていない。中でも定時制・通信制の生徒の多くが不登校やひきこもり他、たくさんの課題を抱えているケースが多く、一層の厚い支援が必要と思われる。この年代の生徒に関わる課題解決の具体策を明記していただきたいと思う。	各施策は高校生以上も含んでいます。
不明	現存するジェンダー格差を解消していくこともまた、こども真ん中社会の実現のためにも必須であると考え、その視点に基づいた提言が見当たらなかったように思う。	P82「共働きや子育ての推進」において、性別役割分担意識の解消と記載しています。

○その他のパブリックコメント

1	給食の食材の国産食材使用、有機食材使用、オーガニック給食
2	外国人労働者の12歳未満の子どもは小学校に行けず、夜間中学校にも入学できず、日本語習得できないままになっている。
3	夜間中学校の広報をやさしい日本語で行う
4	国基準以上の少人数学級の実現、先生一人当たりに対する児童生徒数を減らす、授業時間を減らす
5	先生が安心安全に子どもとかわる環境づくり
6	不登校児童の、学校以外の居場所づくりと居場所、家庭への支援
7	教員、事務職員の増員と福祉専門職の正規職員配置、待遇改善
8	学校環境の抜本的改善
9	警察と連携した自殺対策、不登校の子どもへの支援
10	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、支援員の勤務日数を増やす予算措置をとる
11	学校の教材費の負担軽減をしてほしい
12	個性や創造性を発揮できる教育と社会の環境・システムの醸成
13	子どもの人権に向けあえるよう、学校運営システムを改善してほしい
14	子どもの自治組織が形成され、うまく機能するよう教員が援助するシステムの形成
15	和歌山の自然環境を活かした遊び、体験環境の整備
16	公共施設を使った異年齢の集う居場所づくり
17	外国にルーツのある子どもの、母国の言葉や文化を学ぶ機会を保障
18	「森の幼稚園」の設置
19	「家庭教育支援」という言葉は、孤立する家庭や母親にもっと寄り添える言葉にならないか
20	様々なスキルを持った退職者の活用の検討
21	返済型でない奨学金の給付
22	人権モデルを基本に教職員に研修を行う
23	支援学級と普通学級の交流時間をさらに増やす
24	通級指導教室の全校設置
25	親の収入に関係なく教育費を控除
26	事業評価の結果公表をなるべく個々の状況がわかるよう公表する
27	子ども会議を県下全ての自治体に設置
28	意見を聞く対象が一部の個人、団体、地域、属性に偏らないように努めていただきたい
29	子ども施策が子どもの管理に走らないように従事者へ啓発
30	児童相談所に専門性を備えた職員を配置
31	子ども食堂を実施する民間団体の取り組みを支援
32	ひきこもり、ニート、不登校の子どもが安心して過ごせる居場所が必要
33	「性別はグラデーション」「好きな性別になれる」という男女の体を無視するような教育は反対